

鳥取労働局発表
令和元年12月25日

担	職業安定部 職業対策課 課長 黒阪 慎也
当	地方障害者雇用担当官 小谷 久美子
	Tel 0857-29-1708

鳥取県における令和元年「障害者の雇用状況」集計結果

— 雇用率は0.06ポイント改善し2.28%と過去最高！ —

鳥取労働局（局長 まるやま よういち 丸山 陽一）は、令和元年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況を取りまとめましたので、公表します。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（以下「法定雇用率」という。）以上の障害者を雇用することを義務付けています。今回の集計結果は、同法に基づき毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について、障害者雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は平成30年4月1日から、民間企業の場合は2.2%に、国・地方公共団体等は2.5%に、都道府県等の教育委員会は2.4%に改定されています。

【令和元年の結果等におけるポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.2%）における状況について

- 雇用障害者数は、1,458.0人となり、過去最高を更新し、算定の基礎となる労働者数（63,851.0人）も過去最高となった結果、**障害者の実雇用率は、2.28%**となり、前年に比して0.06ポイント上昇した。
なお、全国平均（2.11%）を0.17ポイント上回った。
- 法定雇用率達成企業割合は58.6%となり、前年度に比して2.1ポイント上昇した。
全国平均（48.0%）を10.6ポイント上回った。

2 地方公共団体等（同2.5%、県・市町村の教育委員会は2.4%）における状況について

- 県の機関（3機関）では、全ての機関で達成した。
- 県教育委員会は、未達成であった。
- 市町村の機関（27機関）のうち、3機関が未達成であった。
- 独立行政法人等（3機関）では、1機関が未達成であった。

3 今後の対応について

- 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進すべき立場にあるため、未達成機関の長に対し労働局幹部が指導を行い一部改善されたが、引き続き全機関が達成となるよう助言、指導を行う。
- 民間企業に対しては、ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率 [総括表、1(1)概況]

- ① 一般の民間企業（45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%）における障害者雇用数は、1,458.0人（実人数1,308人）で、前年より55.5人増加した（実人数は前年より、61人増加した）。
このうち、身体障害者は802.0人（実人数611人）、知的障害者は414.0人（実人数441人）、精神障害者は242.0人（実人数256人）であった。
- ② 平成30年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は194.5人で、前年新規雇用者数と比べ44.5人増加した。
- ③ 雇用率は、2.28%で前年より0.06ポイント上回った。
- ④ 法定雇用率達成企業（277企業）の割合は58.6%で、前年より2.1ポイント上回った。

○産業別の状況 [1(2)産業別の雇用状況]

- ① 産業別の障害者雇用数は、医療・福祉で482.0人（前年差29.0人増）、製造業で340.0人（前年差12.5人増）、卸売業・小売業で211.5人（前年差1.5人増）、サービス業で107.5人（前年差17.5人増）、となった。増加人数が多かった産業は、医療・福祉、次いでサービス業であった。
- ② 雇用率は、生活関連サービス業・娯楽業で6.41%（前年差0.59ポイント減）、農、林、漁業で2.88%（前年差0.35ポイント増）、サービス業2.80%（前年差0.39ポイント増）、医療・福祉で2.63%（前年差0.13ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、農・林・漁業で前年に引き続き100.0%、建設業で66.7%（前年差4.7%減）、製造業で66.1%（前年差2.4%減）、サービス業で70.3%（前年差4.5%増）、学術研究、専門、技術サービス業で62.5%（前年差19.6%増）となった。

○企業規模別の状況 [1(3)企業規模別の雇用状況]

- ① 企業規模別に見ると、45.5人～100人未満規模企業で320.5人（前年差4.0人増）、100～300人未満規模企業で639.5人（前年差31.0人増）、300～500人未満規模企業で187.0人（前年差22.0人増）、500人～1,000人未満規模企業で238.0人（前年差15.5人増）、1,000人以上規模企業で73.0人（前年差17.0人減）となった。
- ② 雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.95%（前年差0.01ポイント増）、100～300人未満規模企業で2.45%（前年差0.24ポイント増）、300～500人未満規模企業で2.49%（前年差0.09ポイント増）、500～1,000人未満規模企業で2.17%（前年差0.06ポイント減）、1,000人以上規模企業で2.58%（前年差0.21ポイント増）となった。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合は、45.5～100人未満規模企業では52.4%（前年差0.3ポイント減）、100～300人未満規模企業で65.7%（前年差4.7ポイント増）、300～500人未満規模企業で63.6%（前年差3.6ポイント増）、500～1,000人未満規模企業で64.7%（前年差8.4ポイント増）、1,000人以上規模企業100%となった。

○独立行政法人等の状況 [総括表]

- ① 独立行政法人等（40.0人以上規模の法人：法定雇用率2.5%）における実雇用率は、2.44%で前年より0.1ポイント減少した。
- ② 独立行政法人等の3機関中1機関が、法定雇用率未達成であった。

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況 [総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況]

- ① 県の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）における実雇用率は、3.07%で前年より 0.02 ポイント上昇した。
- ② 県の 3 機関すべての機関で法定雇用率達成した。

○県の教育委員会における在職状況 [総括表、2(3)各機関の状況]

- ① 県の教育委員会（職員数 42.0 人以上：法定雇用率 2.4%）の実雇用率は、2.16%で前年より 0.39 ポイント低下した。
- ② 県の教育委員会 1 機関中 1 機関が、法定雇用率未達成であった。

○市町村の機関における在職状況 [総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況]

- ① 市町村の機関（職員数 40.0 人以上：法定雇用率 2.5%）の実雇用率は、2.56%で前年より 0.28 ポイント上昇した。
- ② 市町村の 27 機関中 3 機関が、法定雇用率未達成であった。

総括表

令和元年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率2.2%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	63,851.0 人 (63,034.5 人)	1,458.0 人 (1,402.5 人)	2.28 % (2.22 %)	277 / 473 (266 / 471)	58.6 % (56.5 %)
全国	26,585,858.0 人 (26,104,834.5 人)	560,608.5 人 (534,769.5 人)	2.11 % (2.05 %)	48,898 / 101,889 (46,217 / 100,586)	48.0 % (45.9 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,393.0 人 (4,067.0 人)	135.0 人 (124.0 人)	3.07 % (3.05 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
全国	345,606.0 人 (337,872.0 人)	9,033.0 人 (8,244.5 人)	2.61 % (2.44 %)	122 / 158 (99 / 161)	77.2 % (61.5 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	7,510.0 人 (7,377.0 人)	192.0 人 (168.0 人)	2.56 % (2.28 %)	24 / 27 (19 / 28)	88.9 % (67.9 %)
全国	1,200,580.0 人 (1,140,348.5 人)	28,978.0 人 (27,145.5 人)	2.41 % (2.38 %)	1,766 / 2,441 (1,718 / 2,470)	72.3 % (69.6 %)

※鳥取県の市町村の機関のうち未達成であった機関のうち2機関は、公表日時点で達成済み。

(3)都道府県及び市町村の教育委員会(法定雇用率2.4%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	5,104.5 人 (4,272.5 人)	110.5 人 (109.0 人)	2.16 % (2.55 %)	0 / 1 (1 / 1)	0.0 % (100.0 %)
全国	714,968.5 人 (662,641.5 人)	13,477.5 人 (12,607.5 人)	1.89 % (1.90 %)	38 / 100 (39 / 100)	38.0 % (39.0 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.5%)

区分	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	2,251.0 人 (2,245.0 人)	55.0 人 (57.0 人)	2.44 % (2.54 %)	2 / 3 (2 / 3)	66.7 % (66.7 %)
全国	440,944.0 人 (432,729.0 人)	11,612.0 人 (11,010.0 人)	2.63 % (2.54 %)	282 / 352 (240 / 348)	80.1 % (69.0 %)

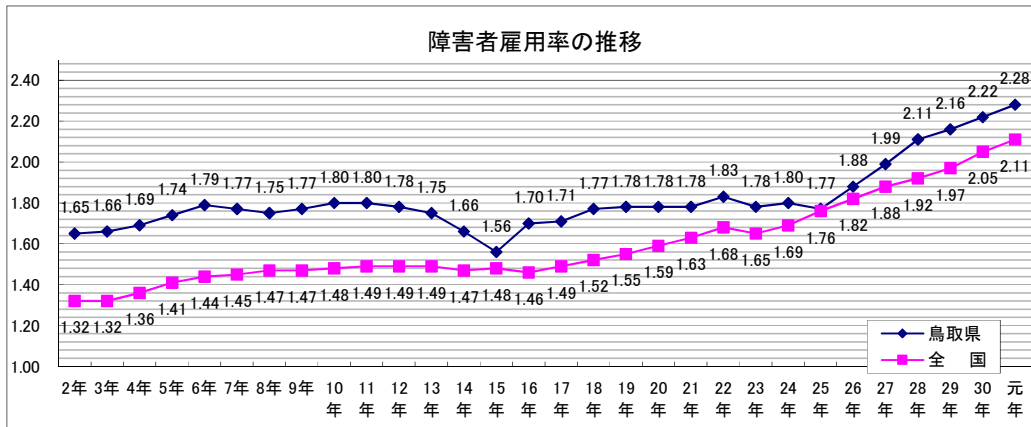
※鳥取県の独立行政法人の機関のうち未達成であった1機関は、公表日時点で達成済み。

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
 ①平成28年6月2日以降に採用された者であること。
 ②平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
 なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算入されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の法人を指す。
- 7 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県					全 国		
	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数	割合	障害者数	実雇用率
平成2年	327	53,350	881	1.65	179	54.7	203,634	1.32
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
23年	362	55,320.5	985.5	1.78	204	56.4	366,199.0	1.65
24年	362	54,810.0	984.5	1.80	205	56.6	382,363.5	1.69
25年	394	57,302.5	1,016.0	1.77	211	53.6	408,947.5	1.76
26年	413	58,791.5	1,107.5	1.88	209	50.6	431,225.5	1.82
27年	425	59,697.0	1,187.0	1.99	233	54.8	453,133.5	1.88
28年	423	60,313.5	1,271.0	2.11	250	59.1	474,374.0	1.92
29年	427	60,953.0	1,316.0	2.16	255	59.7	495,795.0	2.07
30年	471	63,034.5	1,402.5	2.22	266	56.5	534,769.5	2.05
令和元年	473	63,851.0	1,458.0	2.28	277	58.6	560,608.5	2.11
対前年	2	816.5	55.5	0.06	11	2.1	25,839.0	0.06



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年は45.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- | | | | |
|----------|---|----------|--|
| 平成17年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 | 平成23年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 身体障害者である短時間労働者 （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 知的障害者である短時間労働者 （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） 精神障害者である短時間労働者（※） （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） |
| 平成18年度以降 | <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント） 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント） 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者 精神障害者である短時間労働者 （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント） | | |

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降は2.2%となっている。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.2%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	企業 473 (471)	人 63,851.0 (63,034.5)	人 235 (238)	人 44 (43)	人 859 (801)	人 170 (165)	人 1,458.0 (1,402.5)	人 194.5 (150.0)	% 2.28 (2.22)	企業 277 (266)	% 58.6 (56.5)
全 国	101,889 (100,586)	26,585,858.0 (26,104,834.5)	121,377 (117,892)	16,845 (16,026)	278,430 (262,305)	45,159 (41,309)	560,608.5 (534,769.5)	62,015.0 (60,491.5)	2.11 (2.05)	48,898 (46,217)	48.0 (45.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	人 1,458.0 (1,402.5)	人 214 (213)	人 39 (36)	人 312 (315)	人 46 (55)	人 802.0 (804.5)	人 80.5 (62.0)	人 21 (25)	人 5 (7)	人 319 (285)	人 96 (91)	人 414.0 (387.5)	人 57.0 (34.0)	人 185 (162)	人 71 (58)	人 43 (39)	人 242.0 (210.5)	人 57.0 (54.0)
全 国	560,608.5 (534,769.5)	100,840 (98,193)	12,501 (11,691)	131,503 (129,993)	16,900 (16,276)	354,134.0 (346,208.0)	28,337.0 (28,506.0)	20,537 (19,699)	4,344 (4,335)	73,679 (68,757)	18,572 (17,353)	128,383.0 (121,166.5)	14,233.0 (14,074.0)	59,737 (50,708)	23,198 (20,527)	13,511 (12,847)	78,091.5 (67,395.0)	19,445.0 (17,911.5)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者を含む。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間労働者とは、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb.d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者である。
① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及びg欄の「うち新規雇用分」は、平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	473 (471)	63,851.0 (63,034.5)	235 (238)	44 (43)	859 (801)	170.0 (165.0)	1,458.0 (1,402.5)	194.5 (150.0)	2.28 (2.22)	277 (266)	58.6 (56.5)
農、林、漁業	4 (5)	278.0 (394.5)	1 (2)	0 (0)	6 (6)	0.0 (0.0)	8.0 (10.0)	1.0 (1.0)	2.88 (2.53)	4 (5)	100.0 (100.0)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	15 (14)	1,413.0 (1,313.0)	3 (3)	1 (0)	14 (13)	0.0 (2.0)	21.0 (20.0)	3.0 (3.0)	1.49 (1.52)	10 (10)	66.7 (71.4)
製造業	109 (108)	14,937.5 (14,781.5)	58 (63)	3 (3)	209 (194)	24.0 (9.0)	340.0 (327.5)	36.5 (32.0)	2.28 (2.22)	72 (74)	66.1 (68.5)
電気・ガス・熱供給・ 水道業	3 (3)	165.5 (161.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	12 (10)	1,736.0 (1,452.5)	2 (3)	2 (3)	12 (10)	1.0 (1.0)	18.5 (19.5)	1.5 (1.5)	1.07 (1.34)	4 (3)	33.3 (30.0)
運輸業、郵便業	16 (17)	1,742.5 (1,784.5)	8 (7)	0 (0)	19 (16)	2.0 (1.0)	36.0 (30.5)	6.5 (1.0)	2.07 (1.71)	8 (6)	50.0 (35.3)
卸売業、小売業	95 (95)	11,730.5 (11,767.5)	31 (34)	10 (8)	125 (117)	29.0 (34.0)	211.5 (210.0)	34.0 (23.0)	1.80 (1.78)	53 (48)	55.8 (50.5)
金融業、保険業	10 (10)	2,163.5 (2,235.5)	3 (3)	0 (0)	28 (28)	0.0 (0.0)	34.0 (34.0)	3.0 (2.0)	1.57 (1.52)	3 (3)	30.0 (30.0)
不動産業、 物品賃貸業	4 (2)	232.0 (127.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1.0 (0.0)	1.5 (1.0)	0.0 (0.0)	0.65 (0.79)	1 (1)	25.0 (50.0)
学術研究、専門・技術 サービス業	8 (7)	703.0 (596.0)	4 (2)	0 (0)	5 (3)	0.0 (0.0)	13.0 (7.0)	7.0 (0.0)	1.85 (1.17)	5 (3)	62.5 (42.9)
宿泊業、飲食サービス 業	20 (21)	1,466.5 (1,591.5)	2 (2)	3 (5)	8 (15)	15.0 (15.0)	22.5 (31.5)	1.0 (5.5)	1.53 (1.98)	9 (13)	45.0 (61.9)
生活関連サービス業、 娯楽業	15 (14)	1,629.5 (1,507.5)	17 (19)	1 (1)	68 (66)	3.0 (1.0)	104.5 (105.5)	3.0 (4.0)	6.41 (7.00)	9 (8)	60.0 (57.1)
教育、学習支援業	9 (10)	902.5 (852.0)	2 (3)	0 (1)	6 (7)	2.0 (1.0)	11.0 (14.5)	1.0 (0.0)	1.22 (1.70)	3 (6)	33.3 (60.0)
医療、福祉	107 (108)	18,352.5 (18,141.0)	79 (74)	21 (20)	263 (244)	80.0 (82.0)	482.0 (453.0)	63.0 (64.0)	2.63 (2.50)	67 (58)	62.6 (53.7)
複合サービス事業	9 (9)	2,561.5 (2,602.5)	5 (7)	2 (1)	32 (31)	6.0 (5.0)	47.0 (48.5)	6.5 (4.0)	1.83 (1.86)	3 (3)	33.3 (33.3)
サービス業	37 (38)	3,837.0 (3,727.0)	20 (16)	1 (1)	63 (50)	7.0 (14.0)	107.5 (90.0)	27.5 (9.0)	2.80 (2.41)	26 (25)	70.3 (65.8)

注 1 (1)①の表と同じ
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	e. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. dのうち、(注5)に該当する職員	c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
産業計	1,458.0 (1,402.5)	214 (213)	39 (36)	312 (315)	46 (55)	802.0 (804.5)	80.5 (62.0)	21 (25)	5 (7)	319 (285)	96 (91)	414.0 (387.5)	57.0 (34.0)	185 (162)	71 (58)	43 (39)	242.0 (210.5)	57.0 (54.0)
農、林、漁業	8.0 (10.0)	1 (2)	0 (0)	4 (3)	0 (0)	6.0 (7.0)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0.0 (1.0)		2 (2)	0 (0)	0 (0)	2.0 (2.0)	
鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
建設業	21.0 (20.0)	3 (3)	1 (0)	10 (12)	0 (2)	17.0 (19.0)		0 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	2.0 (0.0)		2 (1)	0 (0)	0 (0)	2.0 (1.0)	
製造業	340.0 (327.5)	54 (56)	3 (3)	72 (75)	5 (3)	185.5 (191.5)		4 (7)	0 (0)	83 (74)	12 (5)	97.0 (90.5)		45 (42)	16 (4)	9 (3)	57.5 (45.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
情報通信業	18.5 (19.5)	2 (3)	2 (2)	4 (7)	1 (1)	10.5 (15.5)		0 (0)	0 (1)	1 (1)	0 (0)	1.0 (2.0)		6 (2)	1 (0)	1 (0)	7.0 (2.0)	
運輸業、郵便業	36.0 (30.5)	8 (7)	0 (0)	14 (16)	2 (1)	31.0 (30.5)		0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	3.0 (0.0)		1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0 (0.0)	
卸売業、小売業	211.5 (210.0)	30 (33)	9 (8)	35 (35)	7 (9)	107.5 (113.5)		1 (1)	1 (0)	51 (47)	18 (22)	63.0 (60.0)		30 (25)	13 (13)	9 (10)	41.0 (36.5)	
金融業、保険業	34.0 (34.0)	3 (3)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	21.0 (21.0)		0 (0)	0 (0)	11 (12)	0 (0)	11.0 (12.0)		2 (0)	0 (1)	0 (1)	2.0 (1.0)	
不動産業、物品賃貸業	1.5 (1.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0.5 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	13.0 (7.0)	4 (2)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	10.0 (5.0)		0 (0)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	3.0 (2.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	22.5 (31.5)	2 (2)	2 (3)	1 (1)	4 (6)	9.0 (11.0)		0 (0)	1 (2)	5 (9)	11 (9)	11.5 (15.5)		2 (3)	0 (0)	0 (2)	2.0 (5.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	104.5 (105.5)	6 (7)	1 (1)	7 (6)	0 (0)	20.0 (21.0)		11 (12)	0 (0)	56 (53)	3 (1)	79.5 (77.5)		5 (7)	0 (0)	0 (0)	5.0 (7.0)	
教育・学習支援業	11.0 (14.5)	2 (3)	0 (1)	6 (7)	2 (1)	11.0 (14.5)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
医療、福祉	482.0 (453.0)	76 (71)	19 (18)	95 (94)	22 (26)	277.0 (267.0)		3 (3)	2 (2)	78 (67)	45 (46)	108.5 (98.0)		70 (62)	33 (31)	20 (21)	96.5 (88.0)	
複合サービス事業	47.0 (48.5)	5 (7)	2 (0)	17 (15)	0 (1)	29.0 (29.5)		0 (0)	0 (1)	5 (5)	3 (1)	6.5 (6.5)		8 (10)	5 (4)	2 (1)	11.5 (12.5)	
サービス業	107.5 (90.0)	18 (14)	0 (0)	29 (27)	3 (5)	66.5 (57.5)		2 (2)	1 (1)	21 (14)	3 (7)	27.5 (22.5)		12 (8)	2 (3)	1 (1)	13.5 (10.0)	

注 1 (1)②の表と同じ

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 473	63,851.0	235	44	859	170	1,458.0	194.5	2.28	企業 277	58.6
	(471)	(63,034.5)	(238)	(43)	(801)	(165)	(1,402.5)	(150.0)	(2.22)	(266)	(56.5)
45.5～ 100人未満	企業 254	16,420.5	45	13	193	49	320.5	52.5	1.95	企業 133	52.4
	(260)	(16,805.5)	(50)	(11)	(187)	(37)	(316.5)	(45.0)	(1.94)	(137)	(52.7)
100～ 300人未満	178	26,148.5	105	17	387	51	639.5	79.5	2.45	117	65.7
	(172)	(25,584.0)	(107)	(19)	(349)	(53)	(608.5)	(59.0)	(2.21)	(105)	(61.0)
300～ 500人未満	22	7,496.0	33	5	109	14	187.0	19.0	2.49	14	63.6
	(20)	(6,866.0)	(24)	(6)	(101)	(20)	(165.0)	(15.0)	(2.40)	(12)	(60.0)
500～ 1,000人未満	17	10,955.0	37	6	139	38	238.0	34.5	2.17	11	64.7
	(16)	(9,982.0)	(41)	(4)	(118)	(37)	(222.5)	(21.0)	(2.23)	(9)	(56.3)
1,000以上	2	2,831.0	15	3	31	18	73.0	9.0	2.58	2	100.0
	(3)	(3,797.0)	(16)	(3)	(46)	(18)	(90.0)	(10.0)	(2.37)	(3)	(100.0)

注 1(1)①の表と同じ

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. dのうち(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分	
規模計	1,458.0 (1,402.5)	214 (213)	39 (36)	312 (315)	46 (55)	802.0 (804.5)	80.5 (62.0)	21 (25)	5 (7)	319 (285)	96 (91)	414.0 (387.5)	57.0 (34.0)	185 (162)	71 (58)	43 (39)	242.0 (210.5)	57.0 (54.0)	
45.5～ 100人未満	320.5 (316.5)	41 (42)	10 (9)	74 (75)	13 (15)	172.5 (175.5)		4 (8)	3 (2)	69 (64)	27 (20)	93.5 (92.0)		39 (37)	20 (13)	11 (11)	54.5 (49.0)		
100～ 300人未満	639.5 (608.5)	90 (92)	16 (15)	126 (131)	16 (17)	330.0 (338.5)		15 (15)	1 (4)	163 (140)	30 (27)	209.0 (187.5)		80 (65)	23 (22)	18 (13)	100.5 (82.5)		
300～ 500人未満	187.0 (165.0)	32 (23)	5 (6)	45 (42)	7 (11)	117.5 (99.5)		1 (1)	0 (0)	34 (33)	4 (5)	38.0 (37.5)		25 (22)	8 (8)	5 (4)	31.5 (28.0)		
500～ 1,000人未満	238.0 (222.5)	36 (40)	6 (4)	53 (47)	5 (7)	133.5 (134.5)		1 (1)	0 (0)	43 (28)	24 (27)	57.0 (43.5)		35 (35)	17 (11)	8 (8)	47.5 (44.5)		
1,000以上	73.0 (90.0)	15 (16)	2 (2)	14 (20)	5 (5)	48.5 (56.5)		0 (0)	1 (1)	10 (20)	11 (12)	16.5 (27.0)		6 (3)	3 (4)	1 (3)	8.0 (6.5)		

注 1(1)②の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	3 (3)	4,393.0 (4,067.0)	44 (41)	4 (3)	40 (37)	6 (4)	135.0 (124.0)	15.5 (10.0)	3.07 (3.05)	3 (3)	100.0 (100.0)
全国	158 (161)	345,606.0 (337,872.0)	2,442 (2,297)	299 (237)	3,594 (3,198)	512 (431)	9,033.0 (8,244.5)	1,155.0 (455.5)	2.61 (2.44)	122 (99)	77.2 (61.5)

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数					
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	135.0 (124.0)	44 (41)	4 (3)	17 (17)	5 (4)	111.5 (104.0)	9.5 (2.0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	1 (0)	7.5 (7.0)	2.0 (2.0)	16 (13)	0 (0)	0 (0)	16.0 (13.0)	4.0 (6.0)
全国	9,033.0 (8,244.5)	2,428 (2,285)	295 (236)	2,760 (2,754)	397 (339)	8,109.5 (7,729.5)	757.5 (316.0)	14 (12)	4 (1)	112 (77)	84 (70)	186.0 (137.0)	82.0 (41.5)	566 (296)	187 (93)	156 (71)	737.5 (378.0)	315.5 (98.0)

[2(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。

4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。

5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。

6 F欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 この集計は、令和元年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

[2(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 ④e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者である。

- ① 平成28年6月2日以降に採用された者であること
- ② 平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成30年6月2日から令和元年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

7 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

8 この集計は、令和元年12月18日時点の集計結果に基づき作成した。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
鳥取県	機関 27 (28)	人 7,510.0 (7,377.0)	人 44 (37)	人 5 (7)	人 90 (75)	人 18 (24)	人 192.0 (168.0)	人 37.5 (25.0)	% 2.56 (2.28)	機関 24 (18)	% 88.9 (66.7)
全 国	2,441 (2,470)	1,200,580.0 (1,140,348.5)	7,494 (7,147)	569 (524)	12,924 (11,874)	994 (907)	28,978.0 (27,145.5)	2,829.5 (1,902.5)	2.41 (2.38)	1,766 (1,718)	72.3 (69.6)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
鳥取県	192.0 (168.0)	44 (36)	4 (6)	55 (57)	11 (11)	152.5 (140.5)	23.5 (15.5)	0 (1)	1 (1)	7 (4)	6 (5)	11.0 (9.5)	1.0 (2.5)	20 (14)	9 (5)	8 (3)	28.5 (18.0)	13.0 (7.0)
全 国	28,978.0 (27,145.5)	7,421 (7,079)	530 (494)	9,629 (9,492)	735 (671)	25,368.5 (24,479.5)	1,820.5 (1,368.0)	73 (68)	39 (30)	682 (565)	180 (157)	957.0 (809.5)	241.5 (158.5)	2,323 (1,671)	369 (225)	290 (146)	2,652.5 (1,856.5)	767.5 (376.0)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 公的機関の各機関の状況

令和元年6月1日現在

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
	人	人	%	人	
鳥取県知事部局	3,410.5	111.0	3.25	0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	673.5	17.0	2.52	0.0	
鳥取県警察本部	309.0	7.0	2.27	0.0	
鳥取県教育委員会	5,104.5	110.5	2.16	11.5	
鳥取市	1,962.5	51.0	2.60	0.0	特例認定あり(注4④)
米子市	1,219.5	31.0	2.54	0.0	特例認定あり(注4②)
倉吉市	502.5	15.5	3.08	0.0	特例認定あり(注4⑥)
境港市	319.5	9.0	2.82	0.0	特例認定あり(注4⑤)
岩美町	220.5	6.0	2.72	0.0	特例認定あり(注4③)
若桜町	134.0	3.0	2.24	0.0	
智頭町	199.0	4.0	2.01	0.0	
八頭町	211.5	6.0	2.84	0.0	
三朝町	72.0	2.0	2.78	0.0	
北栄町	296.5	6.5	2.19	0.5	
湯梨浜町	293.0	9.0	3.07	0.0	
琴浦町	117.5	3.0	2.55	0.0	
日吉津村	71.0	1.0	1.41	0.0	
大山町	211.5	5.5	2.60	0.0	
南部町	178.0	5.0	2.81	0.0	
伯耆町	137.5	3.0	2.18	0.0	
日南町	158.0	2.0	1.27	1.0	注5②
日野町	71.5	2.0	2.80	0.0	
江府町	77.0	1.0	1.30	0.0	
鳥取市水道局	113.5	3.5	3.08	0.0	
米子市水道局	119.0	4.0	3.36	0.0	
鳥取市立病院	313.5	5.0	1.59	2.0	注5③
国民健康保険智頭病院	127.5	4.0	3.14	0.0	
南部町国民健康保険西伯病院	154.0	4.0	2.60	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	68.0	2.0	2.94	0.0	
日野病院組合	101.0	2.0	1.98	0.0	
鳥取県西部広域行政管理組合	61.0	2.0	3.28	0.0	
鳥取大学	2,091.0	50.0	2.39	2.0	注5①
鳥取県産業技術センター	66.5	1.0	1.50	0.0	
鳥取環境大学	93.5	4.0	4.28	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

また短時間勤務職員である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以降に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数(その数が負の数となる場合は0.0とする)であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となれば、法定雇用率の達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。

②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。

③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

④鳥取市は、平成23年3月11日付けで、鳥取市教育委員会と特例認定を受けている。

⑤境港市は、平成29年4月3日付けで、境港市教育委員会と特例認定を受けている。

⑥倉吉市は、平成31年2月15日付けで、倉吉市教育委員会と特例認定を受けている。

5 注5①鳥取大学は、令和元年9月1日現在において、障害者雇用総数52.0人 実雇用率2.50 不足数0.0人となっている。

注5②日南町は、令和元年10月8日現在において、障害者雇用総数4.0人 実雇用率2.52 不足数0.0人となっている。

注5③鳥取市立病院は、令和元年12月1日現在において、障害者雇用総数9.0人 実雇用率2.88 不足数0.0人となっている。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……

{	一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%] （45.5人 [50人] 以上規模の企業） 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%] [労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
---	--

- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
 （40人 [43.5人] 以上規模の機関）

- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
 （42人 [45.5] 以上規模の機関）

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※〔 〕内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成28年6月2日以降に採用された者であること

② 平成28年6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること